名北労働基準協会会員限定で「化学物質管理実施対応総合支援事業」を実施

法令準拠型から自律的な管理を基軸とする化学物質管理への移行 ①

（一社）名北労働基準協会　企業内コンプライアンス教育推進室長・作業環境測定士　杉山正義

1、改正の経緯

従来の化学物質の管理は、特定化学物質障害防止規則等の特別規則により措置義務がある物質のみについて行われておりました。しかし事業場では、措置義務のない対象外の化学物質を、措置義務のある物質の替わりに使用する場合が多く認められていました。それらの化学物質が危険性・有害性が低い等の間違った認識を持ってしまい、そのことが労働災害を引き起こす要因となっていました。

このような労働災害を防止するため「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、令和5年4月1日から令和6年4月1日にかけての施行によって、化学物質の管理が法令準拠型から自律的な管理を基本とする仕組みへと変わることとなります。

2、化学物質管理実務対応総合支援事業

名北労働基準協会では、自律的な管理による労働者の健康確保を目的として、次の「化学物質管理実務対応総合支援事業」を、当協会会員に活用を限定し実施します。（下記QRコード）

(1)無料化学物質管理セミナーの開催

新たな化学物質管理のための改正内容を解説します（令和5年7月31日(月)開催）

(2)無料訪問コンサルティング

企業を訪問し作業環境結果等を確認したうえで、化学物質管理についてのアドバイスや改善の提案を行います。

(3)化学物質管理研修の実施

新たに選任が必要となる化学物質管理者に必要な研修を行います。

(4)格安企業出張研修の実施

管理者・作業者に必要とする研修を、通常の半額の費用で実施します。

(5)無料相談対応

化学物質管理に関する相談をすべて無料で行います。この活動のみ名北労働基準協会以外の地区の会員企業も活用可能です。

(6)無料情報提供

機関誌『Meihoku』に6カ月にわたり、関連記事を掲載します。

3、改正の内容

(1)対象物質の大幅増加（令和6年4月1日施行）

現在、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等により措置義務のある化学物質のSDS（安全データシート）等の取得状況の確認及び従来の674物質から発がん性、生殖細胞変異原生、生殖毒性、急性毒性のうち、比較的有害性が高い273物質が令和3年度にラベル表示・SDS等による情報提供の義務対象物質に追加されましたが、施行は令和6年4月1日となります。今後は毎年度50～100物質の追加スケジュールとなっていますので、常に法改正の情報収集に努めるとともに、SDSの「人体に及ぼす作用」を定期的に確認・変更する必要があります。

(2)リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置（令和5年4月1日及び令和6年4月1日施行）

ラベル表示・SDS等の情報提供義務物質のリスクアセスメントを実施した結果に基づき、作業者のばく露濃度の工学的な対策や有効な保護具使用による濃度低減措置が令和5年度以降必要となり、労働者の意見聴取の機会を設け、その記録の保存が必要な措置となります。

(3)衛生委員会付議事項の追加（令和5年4月1日及び令和6年4月1日施行）

企業の化学物質管理体制について強化されることとなり、衛生委員会のリスクアセスメント対象物質のばく露の低減措置や自ら選択して講じる低減措置の一環としての健康影響の確認のための健康診断の実施等も付議事項に追加されます。

(4)化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務（令和6年4月1日）

リスクアセスメント対象物質を製造、取扱い、または譲渡提供する事業所では、工場、店社、営業所ごとに「化学物質管理者」の専任、リスクアセスメントを実施した結果に基づき労働者に保護具の着用をさせる場合には「保護具管理責任者」の専任も義務化されることとなります。

(5)教育の拡充（令和5年4月1日及び令和6年4月1日施行）

雇入れ時等の教育の拡充としては、危険性・有害性のある化学物質に関わる事業所では、化学物質の安全衛生に係る必要な教育を行うとともに、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種も拡大されます。施行は令和6年4月1日ですが、事前の対応が望まれます。

(6)がん等の遅発性疾病の把握等（令和5年4月1日及び令和6年4月1日施行）

その他にもリスクアセスメント対象物質に係る事業所で、がん等の遅発性疾病の、把握、皮膚等障害化学物質等への直接的な接触防止についても必要な措置が必要です。当初（令和5年度）は努力義務となっていますが、義務化（令和6年度）されますので、すでに使用されていますラベル表示・SDS等の対象物の確認をされることをお勧めします。

(7)その他にも化学物質管理の水準が一定以上の事業場の特別規則について個別規制の適用を除外し、リスクアセスメントに基づく管理に委ねることができますし、ばく露の程度が低い場合における特殊健康診断の実施頻度の緩和等もできるようになります。

▽　▽

まだ、未確定な項目もありますが、順次内容の追加を行いながら、最新の情報を分かりやすくお伝えいたします。

「化学物質管理セミナー」
令和5年7月31日(月)
13時半～16時半
名北会員無料